

## 住宅・土地統計調査の調査員証及び立入検査証の紛失について

うきは市内での住宅・土地統計調査において、県が任命する統計調査員（20代・男性）が調査活動中に、調査員証及び立入検査証を紛失する事案が発生しました。以下のとおり状況等についてお知らせするとともに、今後同様の事案が発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

### 1. 事案の概要

9月7日（木）午後7時ごろ、調査活動（調査区の確認とお知らせを配布）を終え、首からかけていた調査員証と立入検査証をはずし、自家用車で帰宅。

9月9日（土）午後5時ごろ、調査活動（単位区設定図の記入）を行う際に、調査員証と立入検査証の紛失に気づく。

9月11日（月）自宅や周辺などの関係箇所を、紛失に気付いた時点から何度も確認したが見つからないため、午後5時ごろ、うきは市に報告。  
午後8時ごろ、うきは市から県に電話報告。

9月12日（火）午後0時ごろ、うきは警察署に遺失届を提出（この時点で拾得物の届出なし）

### 2. 紛失した調査員証等の情報

**調査員証「第225213号」**（縦65mm×横95mm）統計調査員の身分を証明するもの

（「調査員の氏名」、「任命期間：令和5年8月28日から令和5年10月27日まで」、

「令和5年8月10日福岡県知事」の記載があり、左側に調査員の顔写真を貼付）

**立入検査証「第225213号」**（縦74mm×横105mm）

調査活動に必要な場所に立ち入り検査するためのもの

（「調査員の氏名」、「調査員の生年月日」、「有効期限：令和5年10月27日」、

「令和5年8月10日総務大臣」の記載があり、左側に調査員の顔写真を貼付）

### 3. 事案発生後の対応

市ホームページにて、調査員が訪問した際は、調査員が提示する調査員証の顔写真による本人確認をお願いするとともに、「かたり調査」などの注意喚起を行います。また、不審な調査活動等に気づいた際は、担当課に連絡するようお知らせします。

### 4. 再発防止について

調査員に対し、本件についての情報提供と調査員証を含む調査関係書類の管理について、再度指導を徹底します。

お問い合わせ先

うきは市役所 企画財政課 高瀬・榎藤

電話（直通）0943-73-9152 （内線）284